

# 各務原市景観アドバイザー設置要綱

(平成18年4月12日決裁)

## (目的)

第1条 各務原市都市景観条例（平成18年条例第19号。以下「条例」という。）

第38条の規定に基づき、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、技術的な援助を行うため、本市に各務原市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

## (職務)

第2条 アドバイザーは、次に掲げる事項に関し、専門的立場から助言及び指導（以下「指導等」という。）を行うものとする。

- (1) 建築物又は広告物等のデザイン、色彩等に関すること。
- (2) 市が行う公共事業の景観形成に関すること。
- (3) 良好な景観の普及、啓発に係る研修及び講演会に関すること。
- (4) その他良好な景観の形成に関すること。

## (委嘱)

第3条 アドバイザーは、景観、都市計画、色彩等に関し専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 アドバイザーの定数は、若干名とする。

## (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 アドバイザーが欠けた場合における後任のアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

## (依頼)

第5条 市長は、アドバイザーの指導等を必要とする案件が生じた場合は、第3条第1項の規定により委嘱したアドバイザーのうち適当と認める者に対し、当該案件に関する指導等を依頼するものとする。

## (庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、都市建設部建築指導課において処理する。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、条例の施行の日から施行する。

(アドバイザーの任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱されたアドバイザーの任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成29年8月15日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。